

平成 21 年 6 月 29 日

1・2号機サービス建屋内管理区域からの空気流出の調査結果について

東京電力株式会社
福島第二原子力発電所

<概要>

(事象の発生状況)

- 平成 21 年 6 月 13 日、中央制御室や原子炉等を設置している区域への人の出入りをチェックする建屋にある空調設備を通して、放射線を管理する区域内の空気が一時的に流出していたことを確認しました。
- 空調設備の周辺には、放射性物質による汚染はなく、外部への放射能の放出はなかったものと評価しております。

(平成 21 年 6 月 15 日お知らせ済み)

(調査結果)

調査の結果、以下のことがわかりました。

- 空調設備の運転中に点検用扉を開けた場合、放射線を管理する区域内の空気が流出する構造であることを認識していなかった。
- 扉を開ける際の手順が定められておらず、注意喚起の表示もなかった。

(推定原因)

- 空調設備の運転中に当該扉を開けた場合、放射線を管理する区域内の空気が流出する構造であるという認識がなかったことに加え、扉を開ける際の留意事項が関係者間で共有されていなかったため、空気が一時的に流出したものと推定しました。

(対策)

- 扉を開ける場合の注意喚起の表示を扉に設置するとともに、施錠管理を行います。
- 作業手順をマニュアル等に反映します。

詳細は以下のとおりです。

1. 事象の発生状況

平成 21 年 6 月 12 日、1・2号機サービス建屋^{*1}内の管理区域^{*2}にある空調設備(以下、当該設備)の周りの床面に結露水(約 12.5 リットル)を確認したことから、当該設備の点検・清掃を 6 月 12 日および 6 月 13 日に実施しました。その際、運転員が一時的に当該設備の点検用扉(以下、当該扉)を開けたことにより、管理区域の空気が当該設備を通り非管理区域へ流出したことを、6 月 13 日午前 11 時頃、当社社員が確認しました。

その後の調査の結果、管理区域内の空気や当該設備の周辺および結露水には放射性物質による汚染は確認されなかったことから、外部への放射性物質の放出はなかったものと評価しております。

また、空間線量率を測定するために発電所敷地周辺に設置されているモニタリングポストの値は、通常の変動の範囲内であることから、周辺環境への放射能の影響はなかったものと評価しております。

(平成 21 年 6 月 15 日お知らせ済み・公表区分Ⅲ)

2. 調査結果

調査の結果、以下のことがわかりました。

- ・ 運転員は、空調設備の運転中に当該扉を開けた場合、管理区域内の空気が当該設備を通り、非管理区域へ流出する構造であることを認識しておらず、また、当該設備に関わる関係者間でこの留意事項が共有されていなかったこと。
- ・ 空調設備の運転中に当該扉を開けた場合、管理区域の空気が非管理区域へ流出することに対する注意喚起の表示がなかったこと。
- ・ 当該扉を開ける場合の手順が定められていなかったこと。
- ・ 当該扉については、施錠管理がされていなかったこと。

3. 推定原因

空調設備の運転中に当該扉を開けた場合、管理区域内の空気が非管理区域に流出する構造であるという認識が運転員になく、また、当該設備に関わる関係者間でこの留意事項が共有されていなかったことから、運転員は空調設備を停止せずに当該扉を開け、管理区域の空気が非管理区域へ流出したものと推定しました。

4. 対策

当該扉を開ける場合は空調設備を停止し、放射線を管理するグループの立ち会いのもとで作業を実施する旨の注意喚起の表示を扉に設置するとともに、施錠管理を行うこととします。

また、本事例を当社関係者および協力企業に周知するとともに、当該扉を開ける場合の作業手順をマニュアル等に反映します。

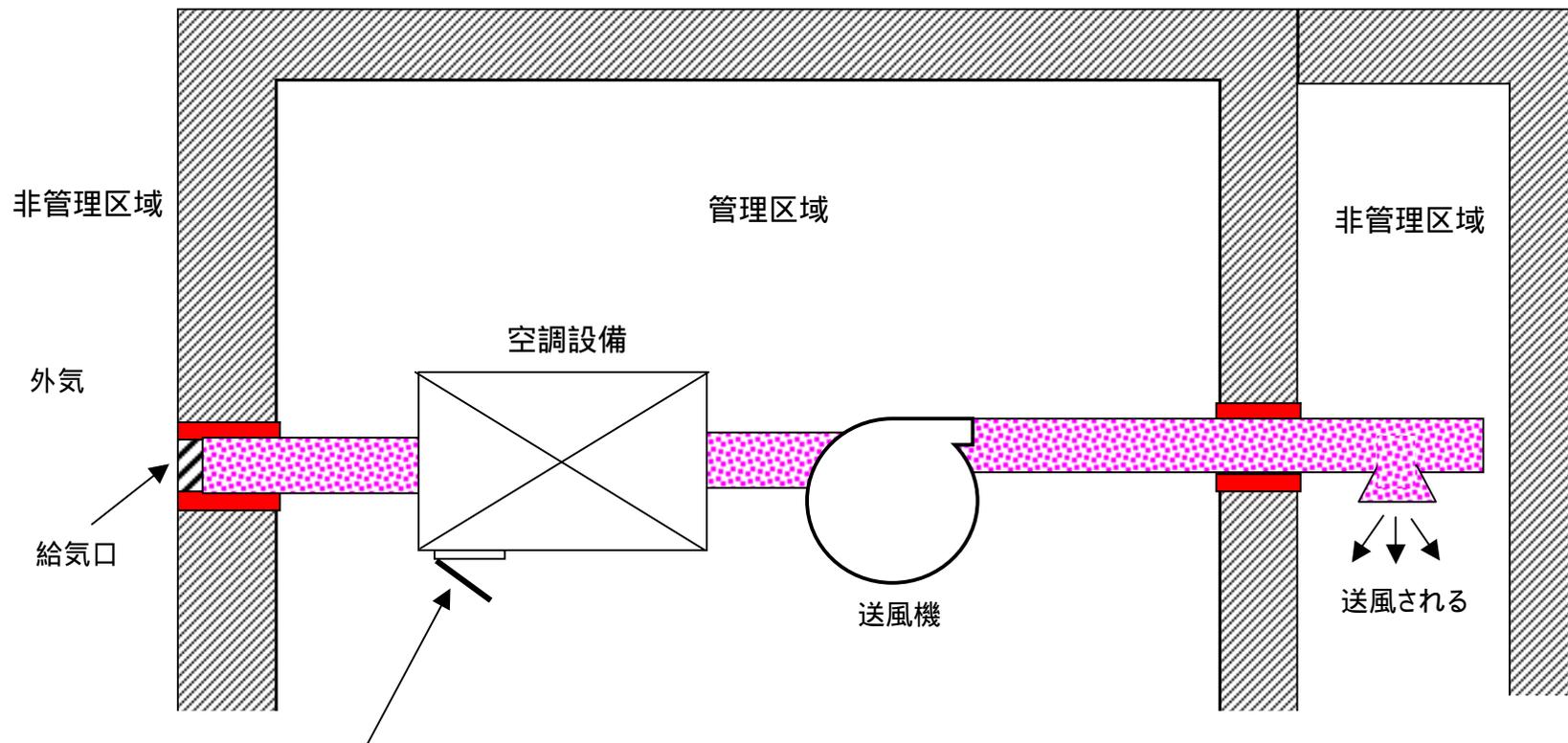
以 上

* 1 サービス建屋

中央制御室や原子炉等を設置している区域への人の出入りをチェックする建屋。

* 2 管理区域

放射線による無用な被ばくを防止するため、また、放射性物質による放射能汚染の拡大防止をはかるために管理を必要とする区域。



点検用扉(扉を開けたことにより管理区域の空気が吸い込まれ非管理区域へ流出した)

1・2号機サービス建屋内管理区域からの空気の流出概略図